

福岡県私立学校教育功労者表彰要綱

(昭和44年9月25日福岡県告示第865号)

福岡県私立学校教育功労者表彰要綱を次のように定める。

福岡県私立学校教育功労者表彰要綱

福岡県私立学校教育功労者表彰要綱(昭和28年10月福岡県告示第626号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、教育、学術又は文化の振興に貢献し、功績顕著と認められる県内の私立学校(私立学校法(昭和24年法律第270号)第4条第2号の規定により知事が所轄する学校をいう。以下同じ。)の設置者(法人にあってはその役員。以下同じ。)、教職員等について、その業績を表彰し、よって私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号の1に該当する者について知事が行なう。

- 1 私立学校の設置者で、25年以上学校の経営又は教育に従事し、その功績顕著な年齢55歳以上の者
- 2 私立学校の教育に30年以上従事し、その功績顕著な年齢55歳以上の者
- 3 私立学校の事務又は用務に30年以上従事し、その功績顕著な年齢55歳以上の者
- 4 私立学校の設置者又は教職員等で、教育、学術又は文化に関し、有益な研究、発明若しくは発見をし、又はその振興を図り、その功績顕著な者
- 5 私立学校の設置者又は教職員等で、その職務を遂行するにあたり死亡し、又は重度障害となった者
- 6 前各号に掲げる者のほか、表彰に値すると認められる者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を贈って行なう。この場合において、表彰状には、副賞を添えることがある。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、原則として毎年文化の日(11月3日)に行なう。ただし、特に必要があるときは、随時に行なう。

附 則

この告示は、公布の日(昭和44年9月25日)から施行する。

附 則

この告示は、公布の日(平成19年10月5日)から施行する。

福岡県私立学校教育功労者表彰要綱実施要領

(昭和45年10月17日総務部総務課長裁定)

- 1 この実施要領は、福岡県私立学校教育功労者表彰要綱(以下「要綱」という。)に基づき、私立学校教育功労者を選考する場合の取扱基準を定めるものである。
- 2 要綱に規定する勤務年数の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 勤務年数の計算は、原則として県内の私立学校に勤務した年数とすること。
 - (2) 宗教的情操教育を基調とする学校等、私立学校としての特色が顕著であり、かつ全国的規模において転勤が頻繁に行われる学校に勤務する者で、県外私立学校の勤務年数が長期であるため、県内私立学校の勤務年数が要綱に規定する年数に達しない場合は、次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 県内私立学校勤務年数を原則として10年以上とし、県外私立学校勤務年数と合計して私立学校勤務年数が要綱の規定年数に5年を加えた年数以上であること。
 - (イ) 県外の勤務年数が極めて長期であるため、県内私立学校勤務年数が10年に満たない場合は、年齢65歳以上の者で、県内私立学校勤務年数が5年以上であり、県外私立学校勤務年数と合計して私立学校勤務年数が要綱の規定年数に5年を加えた年数以上であること。